



■ ゴミの分別について <プラスチック容器包装の出し方>

錦江町から出されるプラスチック容器包装（資源ゴミ）は、容器包装リサイクル法に基づき、日本容器包装リサイクル協会と契約した処理業者に商品として出荷し新たなプラスチックの材料としてリサイクルされます。

最近未破袋の袋や異物混入の袋が多いようです。ゴミ分別の品質が低下すると各自治会へ還元されるリサイクル還元金が減額となりますのでゴミを出される際はルールを守って出してください。

詳しい内容につきましては、保険衛生・民生チームへお問い合わせください。



未破袋の袋



他素材の容器包装



汚れが付着したもの

[6つのルール]

1. 資源ごみ用の指定袋を必ず使用し、名前を記入してください。
2. レジ袋やコンビニ袋にプラ類などを入れずにそれぞれ指定袋に入れてください。
3. 紙類、ペットボトルなどの異物を絶対に混ぜないでください。
4. 中身は使い切ってください。
5. 汚れが残っているものは、水ですすいで取って出してください。
6. 汚れの落ちないものは「可燃ごみ」へ出してください。

■ 年に一度は特定健診を受けましょう【国民健康保険に加入している皆さんへ】

● 特定健診はなぜ必要なの？

平成 20 年度から生活習慣病に着目した「特定健診」が開始され 6 年目を迎えました。

本町では、自治会長をはじめ、町民の皆さんのご協力で受診者も増加がみられ、平成 24 年度の受診率は 53.6% になりました。（現在の国の目標は 60%）生活習慣病は、日頃の食生活や運動を見直すことで予防することができる病気です。

自分の健康状態を確認でき、医療費の抑制にもつながります。年 1 回は健診を受けましょう。

● どのようにして受けるの？

本町では基本健診をはじめとした、以下の健診等を 1 つ受けると特定健診を受診したこととなります。

- ① 基本健診（集団健診）…役場に申し込みしていただき、各校区ごとに体育館・保健センター等で実施する健診を受ける。
- ② 人間ドック…役場に申し込みしていただき、指定の病院で受診します。
- ③ 職場健診……職場で受けた健診の結果を提供していただくことです。
- ④ 個別健診……役場に申し込みしていただき、町内・町外の指定の病院で受診します。
- ⑤ 情報提供……血圧・糖・中性脂肪で現在治療中の方、また、定期的に病院で検査を受けている方に「必要な書類」を役場から送付し、病院受診時に受付に提出していただくものです。

※④個別健診と⑤情報提供につきましては、役場から対象者の方にお知らせします。

【お知らせ】

- 基本健診を申し込みされた方には、5 月に受診券（健診関係一式）を送付します。都合の良い日に受診してください。また、申し込みされていない方で希望される方は連絡ください。詳しい内容につきましては保険衛生・民生チームへお問い合わせください。